

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

群馬県後期高齢者医療広域連合条例第3号

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第7条第1項」を「第7条第1項第1号」に改める。

第14条第1項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改め、同項第4号中「、また」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第18条第2項中「前7日」及び「の7日前」を削る。

附則中第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第31条を削り、第2条の次に次の8条を加える。

（平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第3条 平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは「平成28年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い、平成29年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条、第7条若しくは第8条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

（平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第4条 平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

（平成28年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第5条 平成28年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第6条 平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条中「被保険者（前条第1項第1号、

第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第7条 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第8条 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条中「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。

(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第9条 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは「平成30年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条若しくは第10条に規定する基準に従い、平成31年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第10条 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条中「限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは、「限る。）」とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。